

(ウ) 特別な事情があり、その他の者に対して法による応急仮設住宅を提供する必要があるときには、事前に厚生労働大臣に協議すること。

エ 法による応急仮設住宅を供与できる期間は原則2年である。この期間を超える延長を行うためには、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害として指定され、同法第7条の規定により建築基準法上の応急仮設建築物として存続期間が延長されることが必要であり、その場合には、厚生労働省と事前に連絡調整を図ること。

なお、民間賃貸住宅を借上げる場合の供与期間については、恒久住宅へ移転した者との均衡等を考慮して、建設による応急仮設住宅の供与期間（2年以内）の範囲内とすること。

(注) 建設による応急仮設住宅の供与期間を延長するときには、①厚生労働大臣に協議の上、供与期間の延長承認を得るほか、②建築基準法上の問題を解決する措置が必要である。

【参考1】具体的事例

- ・ 阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震では、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律が適用され、建築基準法上の応急仮設建築物として存続期間が延長され、これに伴い災害救助法上も供与期間を延長した。

【参考2】特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

第2条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講じることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要がある場合は、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

第7条 建築基準法第2条第33号の特定行政庁は、同法第85条第1項の非常災害又は同条第2項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第4項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要がある、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、同項後段の規定にかかわらず、更に1年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場所において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

オ 法による応急仮設住宅の1戸当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、基準告示に定める規模及び額以内とする。なお、民間賃貸住宅の借り上げによる場合には、1戸当たりの支出できる費用（月額）は、基準告示の定める額に対し予定している供与期間の月数で除算した額以内であって、地域における民間賃貸住宅の賃貸料と均衡を逸しない程度とすること。

(ア) 1戸当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、1戸当たりの平均を示したものであり、全体の平均がこの範囲内であれば差し支えない。

① 個々の応急仮設住宅の建設に当たっては、1戸建て又は共同住宅形式のもの、共同生活の可能なものなど、多様なタイプのものを供与して差し支えない。

また、被災者の家族構成、心身の状況、立地条件等を勘案し、広さ、間取り及び仕様の異なるものを設置することも差し支えない。

② 迅速性が要求されることから画一的なものの整備に陥りやすいが、時間的な余裕があれば、個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等、様々な世帯の入居に対応できるよう、多様なタイプの応急仮設住宅を提供することがむしる望ましい。

また、災害直後の心理的なケアを考慮し、デザイン、色彩等を工夫することにより、快適な生活環境を造ることも検討すること。

③ 大規模災害等で多くの応急仮設住宅を設置する場合、迅速性が要求されるため、同一敷地に同一規格のものを機械的に設置しがちであるが、長期化も想定されるので、できる限り設置後の街並みや地域社会づくりにも配慮し、安全性及び迅速性を損ねない範囲で、設置位置を工夫したり、異なるタイプのものを組み合わせる等の方法を検討することが望ましい。

④ 大規模災害等の発生直後においては、個々の需要の把握は極めて困難であることから、当該地域の平均的な家族構成、心身の状況等を勘案し、応急仮設住宅の供与を希望する世帯を集計し、当面は、それにより、広さ、間取り及び仕様の異なるものの割合等を定めて建設を始めることが現実的方法と考えられる。

⑤ 市街地等で十分な建設用地が得られない場合には、省スペース化を図るため、炊事場、トイレ、風呂等を共用するタイプの設置も検討すること。

⑥ 大規模な応急仮設住宅の建設に当たっては、完成までに時間を要するため、ライフラインの施工業者と連携を図り、小規模単位での完成・引渡しを行い、入居時期を早めることを検討すること。

⑦ 高齢者・障害者等の利用に配慮した住宅の仕様はだれにとっても利用しやすいことから、通常の応急仮設住宅にあってもできる限り物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様とすることが望ましい。

⑧ 応急仮設住宅の建設に当たっては、相応の理由があるときを除き、規格、規模、構造、単価等の面で市町村間で格差が生じ、被災者に不公平感を与えないよう、都道府県は広域的な調整を行うこと。

(イ) 特別な事情があり、全体の平均が法による応急仮設住宅の1戸当たり規模の範囲内又は設置のため支出できる費用の額以内で対応できない場合は、事前に厚生労働大臣に協議すること。

(ウ) 法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用には、資材費、労務費、付帯設備費、輸送費及び建築事務費等を含むものである。

- ① 建築工事関係者を法第24条の規定による従事命令によって従事させた場合、当該従事者の実費弁償の額は、原則として法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用に含むものとする。
- ② 高齢者、障害者等の安全や利便に配慮した構造・設備とするための費用、暑さ寒さ対策のための断熱材等の費用、敷地内の建物に付帯する屋内外各種設備の整備費用は一定程度の範囲に含まれている。
なお、基準告示に定める応急仮設住宅の設置のために支出できる費用の算定に当たって想定されている費用は、次の費用である。
 - a 酷暑地や極寒地を除く地域における暑さ寒さ対策のため躯体に使用する断熱材の費用
 - b 特別な仕様を除く便所、風呂及び給湯器（風呂用、台所可もあり）等の整備費用
 - c 応急仮設住宅の周辺の屋外及び屋内の給排出等の衛生設備、電気設備及びガス設備（ガス台含む。）等の整備費用
 - d 段差解消を図るための手すり、スロープ等を一部に設置する費用
- ③ 敷地内の外灯、簡易舗装等の外構整備及び冷暖房機器等の建物に付帯する設備については、応急仮設住宅の付帯設備として認められるので、次により取り扱うこと。
 - a 法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の額以内で整備できる場合は整備して差し支えない。
 - b 基準告示に定める応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の算定上、常時必要な設備と予定していないので、この費用の額以内で整備できないが、特に必要と認められる場合は、事前に厚生労働大臣に協議すること。
- ④ 建物に付帯しない器具・備品の類は、原則として応急仮設住宅の付帯設備の対象とならない（ガス台、電灯の傘等は付帯設備とされている。）ので、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与等として取り扱うこと。

【参考】「応急仮設住宅の付帯設備」と「被服、寝具その他生活必需品」

- 応急仮設住宅の一部となる付帯設備は、原則として設置工事を伴い、躯体に固定された（持ち運びできない）設備をいう。
- 持ち運びできる器具等は原則として被服、寝具その他生活必需品の範囲に含まれると解される。
- 応急仮設住宅の引き渡し時に整備済みの電球、電灯の傘、ガス台、消化器等の類は、特例的に法による応急仮設住宅の費用として差し支えない。

(注1) 法による応急仮設住宅は、通常の住宅と異なり、その性格から、何の準備もない者が、直ぐに入居して使用できるように、最低限の整備はなされているのが通常だからである。

(注2) 電球、電灯の傘、ガス台等について、被服、寝具その他生活必需品で対応することも勿論差し支えないが、この場合、同費用で応急仮設

住宅に予め整備して入居させるか、入居後に直ちに給与又は貸与するように留意すること。

- ⑤ 法による応急仮設住宅の建設用地は公有地を原則とするほか、特に問題がないときの被災者の土地等、無償提供される土地を予定しているので、法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用に土地借料は想定していない。
- a 法に定める応急仮設住宅は、通常、その建物を指し、用地は予定していない。
- b 原則として用地は被災地方公共団体等が確保するものと考えられており、有償の用地確保は次の理由から困難であると考えられる。
- (a) 法第22条の規定等から、応急仮設住宅の用地は都道府県が市町村等の協力も得て、事前に確保等しておくことが期待されていること。
- (b) 災害発生直後の混乱期に、適正価格を維持するための価格交渉は困難であり、有償による用地確保は、迅速な用地確保を損ねる可能性があるなど、災害時の緊急事態になじまないこと。

【参考】阪神・淡路大震災における例

- ・ 当初の用地確保時点では、固定資産税を減免しなかった市町村が、民有地に同額程度の借料を支出した例もあったようであるが、減免市町村との均衡も考え、対象経費として計上して申請されなかった。
- ・ つまり、公租公課等の土地所有に伴う義務的経費は原則として免除し、免除せずに地方公共団体が負担した場合も、統一的に無償提供された土地と見なして取り扱うこととしたものである。
- ・ 応急仮設住宅の供与期間が2年を超えた時点で、当該期間を超える用地確保は予定されていないため、民有地の借料に限り特例的に支出することも考えられ、公租公課相当程度の額は予算化した。今後への影響を考え、関係者の了承も得られたことから執行されなかった。

- c 応急仮設住宅の用地の借料は、以上のように通常は困難と考えられるが、阪神・淡路大震災を上回るような大都市部の著しく大規模な被害をもたらす災害については、特別の事情により厚生労働大臣の特別基準を設定し、支出を認める場合も考えられるので、そのような場合は厚生労働省と連絡調整を図ること。

(注) 法第23条第1項第1号の規定は、応急仮設住宅の供与となっており、供与の概念は建物を設置するのみということを超えていると解する。

カ 建築資材等をリースにより法による応急仮設住宅を設置するとき（以下、「リース方式」という。）は、次により取り扱うこと。

(ア) リース方式の場合は、次年度以降に費用負担が生じる可能性があるが、災害救助費が翌年度にわたる債務負担を想定していないことから、契約は単年度毎の契約とし、

(イ) により各年度毎に必要な経費を支出することが原則であるが、従来より（ウ）により取り扱う事例も多い。

(イ) 単年度契約とし、各年度毎に必要な経費を支出する場合は、各年度の応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の額、次年度以降の設置継続の要否及びその期間、次年

度以降の予算措置、契約の方法等の問題があるので、事前に厚生労働省と連絡調整を図ること。

この場合、令第23条の規定により翌年度以降の費用で100万円未満の場合など、負担できない場合が生じることもあるので留意すること。

① 各年度の応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の限度は、次の算式により算定した額以内となると考えられる。

$$a \div b \times c$$

a	各年度に支出しなければならない額
b	建設に伴う工事費（工事事務費及び解体撤去費等を含む。） 及び建築資材2年（24月）間の借料等の応急仮設住宅の設置 のために必要となる総支払予定額
c	基準告示に定める額

② 設置年度には建設に伴う工事費と当該年度の建築資材リース料を計上し、翌年度以降には各年度の建築資材のリース料等を計上するのが通例であろう。

(ウ) リース方式により法による応急仮設住宅を設置し、建築資材の2年間分のリース料、解体撤去時の解体撤去費用等を含め、前払として設置年度に支払った場合は、次の理由からその額を当該年度の費用として差し支えないこととしている。

なお、設置年度に前払いできる費用は、原則として契約時に払う2年間分以内の建築資材等のリース料及び解体時の解体撤去費（最低限必要な敷地復旧費を含む。）の範囲内に限る。

① 当該年度に支出したものであること。

② リース方式の場合、経費の大半が建設に伴う工事費であり、このほか、建築資材の2年間分のリース料及び解体撤去時の解体撤去費用等を含めて当初に一括払いの契約が行われているのが通例であること。

③ 入居者の精神的安定を図るため、一定期間の居住期間を確実に確保しておく必要があること。

(エ) リース方式による法による応急仮設住宅を(ウ)により取り扱い、2年未満で供与を中止する場合は、原則として次によること。

① 2年間の供与を想定して支出できる費用を定めていることから、原則として、契約に当たっては、極めて短期間のうちに途中解約した場合には返還金が生じる契約とすること。

② 概ね2年程度の供与が予定され、途中解約時に返還を求める契約より返還を求めない契約の方が割安となるなどの理由により、返還を求めない契約をする場合は、契約前に厚生労働省と十分に調整を図ること。

この場合、交付決定時の交付条件が変わるので特に留意すること。

③ リース料に返還金が生じた場合、災害救助費負担金の確定時に精算することができる場合は、確定時に精算すること。確定後に返還金が生じた場合には、その返還金の一部を国庫に返還すること。

キ 法による応急仮設住宅（リース方式によるものは除く。）は、その設置後は、補助事業により取得した都道府県の財産となり、都道府県によって維持・管理されることを原則

とする。

- (ア) 補助事業により設置した応急仮設住宅は、設置後2年間は、厚生労働大臣の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

【参考】 交付要綱の3の(1)

事業により取得した応急仮設住宅については、厚生労働大臣が別に定める期日まで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

【参考】 厚生労働大臣が別に定める期日

「補助事業等により取得した財産の処分制限期間（昭和41年7月15日厚生省告示第350号）」において、2年間で定められている。

- (イ) 厚生労働大臣が定める財産処分の制限期間内は、厚生労働大臣の承認を得て処分することが必要であるが、通常、換価処分できるものは換価処分し、その収入は解体撤去等の処分のために必要となる経費に充て、なお残余があるときに負担率に応じた国庫返還金が課される。
- (ウ) 厚生労働大臣の定める処分制限期間経過後は、有償譲渡等を含め都道府県の定めるところにより自由に処分できるが、その費用（解体撤去等に必要となる費用等を含む。）は都道府県が負担することを原則とする。

【参考】 阪神・淡路大震災では、次の理由により応急仮設住宅の解体撤去に必要な費用等（以下、「解体撤去費等」という。）を負担した。

- 法第23条第1項第1号では、収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与と定められており、供与の概念は設置の概念を超えており、設置に要する費用を超える経費も対象となる可能性がある。
- 現に、リース方式の応急仮設住宅の費用には解体撤去費等が含まれていると考えられ、また、収容施設内の避難所では、既存建物の現状復旧に要する費用等も対象としていること。
- 従って、法的には解体撤去費等は必ずしも対象としないものではないとの考え方ができる。
- 従来、リース方式以外の解体撤去費等を認めて来なかったのは、解体撤去時にはその他の救助は行われていないため、形式的に再利用価値額相当を差し引くと、計算上は、令第23条の規定により負担の対象とならない年間100万円未満の支出になることが多いことが通例であるなどの事情も勘案の上、通常は設置に要する費用のみを対象として運用してきたものと考えられる。
- 阪神・淡路大震災では、前例のない設置戸数で、従来の再利用の需要

を超え、国内の再利用市場を遙かに上回り、資材等は廃棄物として処分せざるを得ず、その再利用価値はないと判断せざるを得なかったため、その費用も著しく多額となり、量的にも莫大で処分が困難であったことから、これを対象としない場合に、余りに被災府県に大きな負担を課する結果となるので、特例的に対象とした。

また、リース方式のものについても、用地の復旧のみ、通常、含まれている額を超えるものとして特例的に対象とした。

- ク 既存建物の利用については、応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅の居室の借上げとして実施することが考えられる他、特別な事情がある場合には、次によること。
- (ア) 公有倉庫等を、基準告示に定める応急仮設住宅設置のため支出できる費用を大幅に下回る額の範囲で改造等を行い、法による応急仮設住宅として供与することは、特例的に認めることもあるので厚生労働省と連絡調整を図ること。
 - (イ) 公有の倉庫等を改造して法による応急仮設住宅として利用する場合は、改造後の居住性等を十分に勘案するとともに、供与期間終了後の退去等にも問題が生じないように十分に配慮する必要があること。
 - (ウ) 特に、被災者自身の所有する建物等を改造し、法による応急仮設住宅として供与することは制度の趣旨から原則として認められない。

【参考】阪神・淡路大震災では、大量の応急仮設住宅を早期に確保することが著しく困難であったため、一定期間、緊急に入居を必要とする要援護者のみを対象に、賃貸住宅等を利用した法による応急仮設住宅を認めた。

【参考】雲仙岳噴火災害では、ホテル・旅館等について一時借り上げ等を行ったが、一時的なものであり、地方財政措置により対応したので、地元自治体の事業と整理し、法による救助とはしなかった。

ケ 法による応急仮設住宅の供与は、必ずしも無償提供を予定したものではないが、通常は行政を経由しない次のような経費を除き、無償で提供されるのが通例である。

なお、厚生労働大臣が定める処分制限期間内に何らかの収入があった場合は、その内容によって国庫負担相当額が返還となる場合もあるので、厚生労働省と事前に連絡調整を図ること。

また、厚生労働大臣が定める処分制限期間経過後は、例え有償で提供されるなどの場合であっても、原則として国庫への返還は必要ない。

(ア) 個人が負担すべき応急仮設住宅の維持及び管理に必要な経費

(イ) 入居者の自治会等が徴収する共益費等

コ 応急仮設住宅への入居決定に当たっては次の点に留意すること。

(ア) 応急仮設住宅への入居決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定されるべきであることから抽選等により行わないこと。

ただし、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については必ずしもこの限りではない。

- (イ) 入居決定に当たっては、高齢者・障害者等を優先すべきであるが、応急仮設住宅での生活の長期化も想定し、地域による互助等ができるように、高齢者・障害者等が一定の地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮すること。
- また、従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯ごとではなく、従前地区の数世帯単位での入居方法も検討すること。
- (ウ) 応急仮設住宅は、入居者に対し一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し、理解を得ておくこと。
- サ 応急仮設住宅は、一時的住居の場ではあるが、一定期間はそこで生活が営まれるものであるから、次の点に留意の上、地域社会づくりにも配慮すること。
- (ア) 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流が図られるよう配慮すること。
- (イ) 大規模な応急仮設住宅団地を設置したときには、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図ること。特に長期化が想定されるときには、これらの拠点としての応急仮設住宅の集会施設の設置についても検討すること。
- (ウ) 応急仮設住宅の集会施設は住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、都道府県又は市町村、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としての活用も可能である。
- また、各種の情報入手が可能となるよう、必要に応じ情報通信機器の配備等を図ること。
- (エ) 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会等を中心に、民生委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動や各種保健・福祉サービス等の提供が行われるよう配慮すること。
- シ 法による応急仮設住宅への入居後は、一般的に法による救助を必要とする状況は解消されたと考えられ、法による救助は行われぬのが通例であるので、次により、入居者が必要とする一般対策（災害復旧対策等を含む。）が十分に行き渡るよう配慮すること。
- (ア) 関係市町村と連携を密にし、応急仮設住宅入居者に対し、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等、各種行政サービスが提供されるよう配慮すること。
- (イ) 特に、大規模災害等の後には、心的外傷後ストレス障害（Post traumatic Stress Disorder, PTSD）に対応するため、中長期的な精神保健対策の実施に留意すること。
- (ウ) 被災者によっては精神的な打撃のため要望等が顕在化しない事例も予想されることから、民生委員、保健師、その他各種行政相談員の訪問等により積極的な要望の把握に努めること。
- (エ) 行政サービスの提供に当たっては、(ウ) のような事例に留意し、通常の場合以上に利用者の便宜を考え、関係者が相互に連絡を取り合い、必要に応じチーム方式で対応する等、関係部局の連携が図られるよう配慮すること。
- (オ) 大規模な応急仮設住宅団地には、入居者の日常生活の利便性の向上を図るため、必要に応じ商業施設の設置、路線バスの増・新設等を行うこと。
- ス 法による応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであり、経過的な状況にあることを認識し、次の点に留意の上、関係部局とも連携を図り、被災者の恒久住宅への移転を推進・支援し、応急仮設住宅の早期解消に努めること。

- (ア) 恒久住宅需要の的確な把握
 - (イ) 住宅再建に対する支援策の周知徹底
 - (ウ) 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
 - (エ) 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
 - (オ) その他住宅等に関する十分な情報の提供等
- セ 高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、次により老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する応急仮設住宅（以下、「福祉仮設住宅」という。）を設置できる。
- (ア) 福祉仮設住宅は、段差解消のためのスロープの整備及び手すりの設置等に配慮するほか、その他の設備・構造面においても、高齢者、障害者等の安全及び利便に配慮すること。
 - (イ) 福祉仮設住宅は、老人居宅介護事業等による生活援助員等による支援や居住者の互助を図られ易くするため、生活援助員室や共同利用室を設置できるほか、調理室、風呂、便所等の一部又は全部を共同利用を前提とした設備とすることができる。
 - (ウ) 福祉仮設住宅は、被災者に提供される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数として差し支えない。
従って、共同で利用する便所、風呂、調理室等の設備は勿論、老人居宅介護等事業等により常駐する生活援助員等の部屋も設置戸数としては数えないこととして差し支えない。
 - (エ) 福祉仮設住宅の生活援助員は、必要に応じて老人居宅介護等事業等により配置することが予定されており、本法により配置することは予定していないので、次の点について担当部局と十分に連携を図る必要がある。
 - ① 必要に応じて保健福祉施策により生活援助員を配置すること。
 - ② その他、居住者が必要とする保健福祉サービス等が適切に提供される体制を整備すること。
- ソ 応急仮設住宅の集会施設は、概ね50戸以上の応急仮設住宅を概ね一つの敷地内に設置した場合に、居住者の集会等に利用するため設置できること。
また、この場合、地域のコミュニティを確保するなど特別な事情等があると認められるときは、厚生労働大臣と協議の上、10戸以上50戸未満で集会等に利用できる小規模な施設を設置できること。
- (ア) 概ね一つの敷地内に設置した場合は、同一敷地内のほか、近接する地域内に設置する場合も含む。
 - (イ) 1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は厚生労働省と協議して個別に定めること。
 - (ウ) 光熱水料等の維持管理費は都道府県が負担すること。ただし、市町村が各種サービスの提供に利用するため、その一部又は全部を負担すること、また、利用者の使用に当たっての実費徴収を妨げるものではない。
 - (エ) 管理運営は原則として都道府県が行うこと。ただし、市町村又は応急仮設住宅入居者による自治会に委託することは差し支えない。
 - (オ) (ウ) 及び (エ) のただし書きによる場合、関係者の協議により定めること。この際、都道府県は市町村等に過度の負担を課してはならない。

(カ) 応急仮設住宅の集会施設は、次により、応急仮設住宅の一部として設置できることとしている。

① 応急仮設住宅の集会施設は、マンション等の集合住宅の共用施設の如きものと考え、共同生活型の応急仮設住宅の共用設備と同様に、応急仮設住宅の一部として設けることができることとしたものである。

② 応急仮設住宅の一部であるから、通常は基準告示に定める1戸当たりの規模及び設置のため支出できる費用の範囲で対応すべきであるが、50戸以上という比較的大規模な仮設住宅には、これを超えて別に設置できることとしたものである。

タ 法による応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合は、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 応急仮設住宅台帳

(ウ) 応急仮設住宅用敷地賃借契約書

(エ) 応急仮設住宅使用賃借契約書

(オ) 応急仮設住宅建築工事契約書・設計書・仕様書、工事費支払証拠書類

(カ) その他必要な書類、帳簿等

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊出しその他による食品の給与

ア 災害が発生したときには、備蓄物資を利用するほか、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して速やかに法による炊出しその他による食品の給与を行うこと。

イ 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によること。ただし、調理等は可能であるが、原材料等を得られないため食物を得られない者に原材料等を提供することは差し支えない。

(ア) 法による炊出しその他による食品の給与は、災害による流通の支障等により食品が得られない、また、住家が被災し炊事ができないなど、金銭の有無に関わらず現に食物を得られない者を対象としていること。

(イ) 災害により食物を得られないという状況が発生したときに行うものであり、経済的な理由で食物を得られない者に対して行うものではないことから、現金給付又は食事券の支給等によることは考えにくい。

① 現金又は食事券等により食事ができるような状態であれば、法による救助を実施しなければならないような社会的な混乱は発生していないか、おさまったなどと考えるのが基本的な考え方として根底にある。

② このような状態にあれば、法による救助の必要はなく、各自が購入すればよく、単に経済的な困窮等に対する給与であれば、法による救助とは性格が異なるので、必要であれば他制度で対応すべきとの考えである。

③ ただし、実際には、災害時に厳格な運用は困難なため、流通機能が回復し、自ら弁当等を購入できる状況であっても、避難所の設置期間中は、被災者が炊事ができ

ない状態であるとして、法による炊出しその他による食品の給与を継続することが運用上通例となっている。

ウ 炊出しその他による食品の給与をできる期間は次によること。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(ア) 法による炊出しその他による食品の給与が必要な期間が予測できる場合、又は一定期間以上の給与の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が7日を超える場合は、厚生労働大臣と協議して定めること。

(イ) (ア) により給与期間を定められない場合は、とりあえず法による炊出しその他による食品の給与期間を災害発生の日から7日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合も、定められた期間を超えて炊出しその他による食品の給与が必要な場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により給与期間を延長できること。

① 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とすること。

② その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

③ ①及び②のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

エ 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として基準告示に定める額以内とする。

(ア) 法による炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の額は、日々、個人毎にこの額の範囲内で実施しなければならないということではなく、炊出しその他による食品の給与を実施するために要した総費用を1人1日当たりに割り返して算出した平均額がこの額の範囲内であればよいということであること。

(イ) (ア) の1人1日当たりの計算に当たっては、原則として、大人も小人も全て1人とし、1食は3分の1日として計算すること。

(ウ) 市町村長に救助の委任を行った場合は、原則として市町村毎に基準告示に定める額以内で実施することになるが、都道府県全体の平均がこの額以内で実施できる場合は、各市町村間の均衡を失しない範囲で都道府県知事が市町村長に対して基準告示に定める額を超えて支出することを承認して差し支えない。

オ 法による炊出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費のほか、機械、器具及び備品等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、その他の雑費を含む。

カ 被災者等に提供されなかった原材料や弁当等の購入費は、法による炊出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用として認めないことを原則としてきたが、大規模災害等、実態把握が困難で、かつ、人心の不安定な混乱期については、被災者の救助に万全を期する観点から、やむを得ない事情のため、被災者に消費されなかったものについても、法による炊出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用として認められることもあるので、厚生労働省と連絡調整を図って実施すること。

【参考】阪神・淡路大震災では、被災者に配布された全てのものが必ずしも消費されたとは限らないこと、また、必要数の把握が極めて困難で、不足をきたすことが騒擾へつながるおそれもあったことから、避難所へ配布したもの等について被災者に提供されたものと見なす取扱いとした。

(注) 従来の取扱いにおいても、例えば他に輸送する手段がなく、一刻を争う状況にあり、航空機等により投下したが、荒天等により誤って海上に落下し紛失したもの等については、例外的に認められる場合があった。

キ 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費については、法による炊出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用として差し支えない。

ク 炊出しその他による食品の給与が長期化したときには次の点に留意の上、食料の質の確保を図ること。

(ア) 長期化に対応し、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。

(イ) 被災者やボランティア等の協力が得られたときには、多様なメニューを用意し、その中から希望に応じたものを給与する方法なども考えられる。

(ウ) 適温食の確保を図る観点から、ボランティア等による炊き出し、集団給食施設の利用による給・配食等、多様な供給方法の確保にも努めること。

(エ) 一定期間経過後は、被災者自らが生活を再開していくという観点、また、メニューの多様化や温かく栄養バランスのとれた食事の確保を図るという観点から、被災者自身による炊事が重要であるので、避難所における炊事場の確保、食材・燃料等の提供、ボランティアの協力や被災者による互助の推進等、被災者による自炊、炊き出しのできる環境づくりに配慮すること。

① 避難所の簡易調理室の整備等については、原則として避難所設置のため支出できる費用による。

② 調理に必要な鍋・包丁等の類は、原則として被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与によることとなるが、共同で利用する器具等の類は、簡易調理室の設備として整備して差し支えない。

③ 法による炊出しその他による食品の給与により必要な原材料等の給与又は調理等に必要な燃料等の提供を行って差し支えない。

④ 単に経済的困窮のためにのみ原材料等を求められない者に対する給与は法の予定するところでないというのが原則であるので、応急救助を超えて、法による炊出しその他による食品の給与は行えないので留意すること。

(オ) 一定期間経過後は、被災地の事業者の営業再開状況を勘案し、順次近辺の事業者等へ供給契約を移行させるなどにより、適温食の確保に配慮すること。

ケ 炊出しその他による食品の給与を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、そのことが著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

(ア) 救助実施記録日計票

- (イ) 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- (ウ) 炊出しその他による食品給与状況
- (エ) 炊出しその他による食品給与食料購入代金等支払証拠書類
- (オ) 炊出しその他による食品給与物品受払証拠書類
- (カ) その他必要な書類、帳簿等

(2) 飲料水の供給

- ア 災害が発生したときには、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して、速やかに法による飲料水の供給を行うこと。
- イ 法による飲料水の供給を実施できる期間は次により定めること。
 - (ア) 法による飲料水の供給が必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の供給の必要性が明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が7日を超える場合は、厚生労働大臣と協議すること。
 - (イ) (ア) により供給期間を定められない場合は、とりあえず法による飲料水の供給期間を災害発生の日から7日以内で定めること。
 - (ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合も、定められた期間を超えて飲料水の供給が必要な場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により供給期間を延長できる。
 - ① 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。
 - ② その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。
 - ③ ①及び②のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。
- ウ 法による飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水に必要な薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とすること。
- エ 都道府県知事は、災害等により緊急に水道水を補給する必要があると認める場合は、水道法第40条の規定に基づき、水道事業者(市町村長等)、又は水道用水供給事業者(一部事務組合等)に供給を命じることができる。
 - (ア) この場合には、供給に要した実費の額が法による飲料水の供給に必要な費用として支出できる。
 - (イ) その他の場合であっても、法による飲料水の供給を実施するために支出できる費用として、水の購入費も認められるが、真にやむを得ないときに購入できるものとしたものであるので、運用に当たっては慎重を期されたい。
 - 特に、市町村が自らの所有する水を購入する費用を計上し、一般会計と特別会計で収支をやりとりするが如きは、特別な理由がない限り認められないので留意すること。

【参考】阪神・淡路大震災では、水道用水供給事業者が被災地を含む一部事務組合であったことから、その購入費について対象とした。

- オ 法による飲料水の供給は、厳密に言えば、飲料水が不足するときに、飲料用の水のみを供給すべきであるが、法による救助として供給した飲料水を飲料用のみに限定して利